

高齢者要望等実態調査にご協力をお願いします。

■目的 高齢者等の実態や要望などをより正確に把握し、杵藤地区介護保険事業計画（平成21～23年度）および市町高齢者保健福祉計画策定の基礎資料を得ることを目的に、県下統一の高齢者要望等実態調査を実施します。

■実施期間 平成19年10月1日～11月9日

■基準日 平成19年10月1日現在

■対象者・調査方法

杵藤地区に在住のうち無作為抽出された方で

- ①在宅者（要支援者）1,000名
地域包括支援センター・居宅支援事業所等職員が訪問による聞き取り調査
- ②在宅者（要介護者）1,500名
居宅支援事業所職員が訪問による聞き取り調査
- ③施設入所者 700名
施設職員が面接による聞き取り調査
- ④一般高齢者（65歳以上で要介護認定を受けていない方）2,000名
・郵送による調査（90%）
・介護保険事務所職員が訪問による聞き取り調査（10%）
- ⑤特定高齢者（要介護状態になるおそれのある方）500名
・地域包括支援センター職員等が訪問による聞き取り調査
- ⑥第2号被保険者（40歳～64歳）1,700名
・郵送による調査

調査員は必ず「調査員証」を身に付けていますのでご確認ください

高齢者要望等実態調査は、高齢者など一人ひとりの声をこれからの介護保険事業計画・市町保健福祉計画等に役立てる大切な調査です。心身の状態、介護サービス・介護予防サービスの利用意向、生きがい・健康についての関心などを把握するために、調査員がお伺いして聞き取り調査や郵送による調査を行います。

調査内容は、他に漏れることはありませんので皆様の生の声をお聞かせください。趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

介護サービス事業者の皆さんへ 指定申請等手数料のお知らせ

介護保険法の改正により、介護サービス事業者の指定更新期間が6年間と義務付けられたことに伴い、新たに地域密着型サービス事業者等が新規、更新の指定申請を行なう場合に、手数料を徴収することになります。

■手数料の種類と金額

サービスの種類	申請区分	金額
地域密着型サービス	指定申請	12,000円
	指定更新	6,000円
地域密着型介護予防サービス	指定申請	12,000円
	指定更新	6,000円

※介護予防サービスの申請手数料は、地域密着型サービスの指定申請を同時に行なう場合は、納付の必要はありません。

■施行期日

- ①新規指定 平成20年2月1日以降の指定分から手数料を徴収します。
- ②更新申請 すべての更新申請が、手数料徴収の対象となります。

■納付方法

指定等の申請時に、手数料を納付してください。

■問合せ先

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所 電話0954 (69) 8222
 武雄市くらし部健康課たっしゅか係 電話 (23) 9135
 介護保険事務所のホームページ <http://www.kitou-web.jp/kaigo/>